

特記仕様書

（総 則）

第1条 本業務は、文化財保護法（昭和24年法律第214号）に基づく埋蔵文化財の発掘調査であることから、法の趣旨を十分に理解し、関係法令及び規則を遵守の上、慎重に施工すること。

（業務内容）

第2条 当該業務は、高松市（以下「発注者」という。）が発掘調査を実施するに当たり、発掘調査と関連作業を支援するものである。この業務内容は、発掘作業をいう。

2 業務の履行に当たっては、文化庁『発掘調査のてびき（集落遺跡発掘編）』及び『香川県埋蔵文化財調査標準』に準拠すること。

（業務概要）

第3条 業務概要は、以下のとおりである。

- （1） 業 務 名 前田西町2号線道路改良工事に伴う埋蔵文化財発掘調査掘削業務委託
- （2） 遺 跡 名 滝本遺跡
- （3） 履行場所 高松市前田西町 地内
- （4） 調査期間 契約締結後から令和7年11月28日

2 本業務は、滝本遺跡の調査が中心となるもので、業務内容については、別途設計書及び添付図面を参照すること。

3 設計図書の優先順位は、調査職員が指示する場合を除き ①設計図書に対する質問回答書 ②特記仕様書 ③共通仕様書 ④金抜き設計書 ⑤図面とする。

（用語の定義と職務）

第4条 この仕様書で用いる用語の定義は、次のとおりとする。

- 調査職員 受注者に対する監理を行う者。高松市道路整備課職員。
- 発掘調査職員 発掘調査の指揮・監督を行う者。高松市文化財課職員。
- 業務管理者 現場に常駐し、その運営、管理を行う者。
- 発掘作業員 受注者が雇用する、掘削作業に従事する者。

（施工計画書）

第5条 受注者は、契約締結後あらかじめ作業実施に必要な施工計画書（下記の項目を記載したもの）を2部、発注者に提出し、承認を得なければならない。

- 1. 作業概要 2. 実施工程表 3. 現場組織表 4. 協力会社一覧
- 5. 主要機械 6. 施工方法 7. 施工管理 8. 緊急時の体制
- 9. 交通管理 10. 安全管理 11. 環境対策 12. 仮設事務所・安全策等設備計画（設計図面添付）
- 13. 現場代理人等経歴書及び資格写し 14. その他

2 施工計画書の内容に変更が生じた場合には、その都度、変更に関連するものについて、協議書を提出し、承認を得なければならない。

3 受注者は、施工体系図を作成し、調査職員に提出するとともに、関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲示しなければならない。

4 受注者は、下請契約を行う場合は、建設業法第19条の規定に基づき、必ず書面にて行わなければならない。また、下請契約を締結したときは、建設業法施行規則に基づく事項を記載した

施工体制台帳を作成し、履行箇所に備えるとともに、所定の様式により調査職員に提出しなければならない。

5 受注者は、契約金額が 4,500 万円以上の契約にあつては、業務管理者を当該履行箇所に専任配置しなければならないが、契約金額が 4,500 万円未満で専任配置の必要がない場合においても、出来高管理等の重要な作業時には必ず立ち会い、技術上の管理、指導等に当たらなければならない。

6 受注者は、契約金額が 500 万円以上の業務にあつては、約款第 10 条の規定に基づき、履行状況を所定の様式に基づき作成し調査職員に提出しなければならない。また、契約金額が 500 万円未満の契約についても、調査職員の指示があつた場合には、履行状況を報告しなければならない。

(関係機関との協議等について)

第 6 条 契約締結後、調査開始に支障のないように、受注者の責において必要な協議又は申請等を行うこと。

2 第三者から調査委託に関する苦情等を受けた場合は、誠意を持って解決に当たるとともに、速やかに発注者に報告し、必要に応じて対応を協議し、指示を受けること。

(用地に関する指示事項)

第 7 条 地下埋設物について、埋蔵位置を確認するとともに、作業実施に際しては埋蔵物を破損しないように十分注意しなければならない。万一、作業実施中に埋蔵物に損傷を与えた場合には、受注者の責任において復旧するものとする。

2 事業対象地において、調査完了後であっても土地所有者から原形復旧に対する苦情があつた場合は、受注者が責任をもって対応すること。

3 調査期間中、一般道路と接する場所や用水路、その他必要と認められる箇所では、除草・清掃作業等を行い、用地の環境整備に努めなければならない。作業の実施時期・方法については、発注者と協議すること。

(安全対策等)

第 8 条 本業務の施工に伴う安全柵・簡易信号機・電光掲示板等の安全施設は、一般交通の安全通行ができるよう適切に設置しなければならない。

2 本業務の施工に伴う標示板・予告看板・誘導標識・注意標識等は、適所に分かりやすく設置しなければならない。

3 業務の施工に当たって、本条 1・2 項の内容について、配置位置・配置数量・配置期間等について事前に施工計画書を作成して発注者と協議し、一般交通等にできる限り支障を及ぼさないよう十分配慮して施工しなければならない。

4 交通安全、災害、公害防止及び防犯について、所轄警察署、道路管理者、労働基準監督署等の関係公署及び地元関係者、並びに発注者と密接な連絡をとり、万全を期さなければならない。

5 業務の施工に影響を及ぼす事故、人命に損傷を生じた事故が発生した時は、適切な措置を講じるとともに、遅滞なくその状況を発注者に書面により報告しなければならない。

6 重機搬入・搬出時は、業務履行箇所に 1 人の交通誘導警備員を配置して一般交通や工事車両等の誘導に当たるものとする。本業務では延べ、2 人の交通誘導警備員を予定している。

なお、本業務の設計変更により交通誘導警備員の延べ人数に増減及び一・二級検定合格警備員以外の交通誘導警備員の配置が認められた場合は設計変更の対象とするが、受注者の責により増員となった交通誘導警備員については設計変更の対象としない。

- 7 受注者は、交通切替又は交通の規制が必要な業務について、交通管理を計画する際には、配置する交通誘導警備員の属する警備業者等、専門的な知識を有する者と協議の上、作成しなければならない。

受注者は、交通切替又は交通規制を行う場合は、下記の「交通誘導警備員の配置基準」に基づき所定の交通誘導警備員を適切に配置しなければならない。

なお、受注者は、事前に、交通誘導警備員の資格等を証する資料を監督員等に提出し、確認を受けなければならない。

【交通誘導警備員の配置基準】

(交通誘導警備員の資格等区分)

- ① 交通誘導警備業務に係る一級検定合格警備員又は二級検定合格警備員
- ② 警備指導教育責任者資格証取得者
- ③ 交通誘導に関し専門的な教育を受けた警備員（注2）

(業務の区分)

- ・ 特定の種別の警備業務（注1）

原則、交通誘導警備業務に係る一級検定合格警備員又は二級検定合格警備員を必要人数配置するものとする。ただし、①の者を必要人数配置できない場合は、交通誘導警備業務を行う場所ごとに①の者を1名以上、その他の警備員は、②又は③の者も認める。

- ・ 特定の種別以外の警備業務

原則、交通誘導警備業務に係る一級検定合格警備員、二級検定合格警備員又は警備指導教育責任者資格証取得者を必要人数配置するものとする。ただし、①又は②の者を必要人数配置できない場合は、交通誘導警備業務を行う場所ごとに①又は②の者を1名以上、その他の警備員は、③の者も認める。

注1：特定の種別の警備業務とは、高速自動車国道法に規定する高速自動車国道、道路法に規定する自動車専用道路、都道府県公安委員会が道路における危険を防止するために必要と認めるもの（注3）において行うものをいう。

注2：交通誘導に関し専門的な教育を受けた警備員とは、香川県警備業協会が行う講習を修了した者又は交通誘導に関し警備業法に基づく教育を受けた者をいう。

注3：都道府県公安委員会が道路における危険を防止するために必要と認めるものとは、香川県公安委員会が告示した下記の路線において行うものをいう。

(平成27年7月1日現在、高松市に係る路線)

国道（5路線）…国道11号、国道30号、国道32号、国道193号、国道377号

主要地方道（4路線）…県道高松長尾大内線、県道塩江屋島西線、県道高松善通寺線、
県道三木綾川線

その他（1路線）…通称さぬき浜街道

(安全教育訓練等の実施)

第9条 労働安全衛生法等に基づき行う、日々の安全教育のほか、本現場に即した安全訓練等について、全ての従業員を対象に下記の実施項目から選択し、現場における安全教育・訓練等を毎月1回半日以上頻度で実施するものとする。

- (1) 安全活動のビデオ等による視聴覚教育
- (2) 業務内容等の周知
- (3) 安全衛生活動に関する実践的訓練
- (4) 現場で予想される事故対策
- (5) その他、安全衛生教育として必要な事項

2 安全教育・訓練等の実施について、実施ごとに写真又はビデオ等に撮影し、調査職員に提出するものとする。

(保安に関する指示事項)

第10条 発掘調査期間中は、事業対象地の整備整理と作業終了後の後片付け等を行い、現場内の安全整備に努めなければならない。

- 2 事業対象地の水道管や用排水路など既施設に十分注意し、損傷を与えないように保護すること。
- 3 事業対象地の安全管理は受注者が負うものとする。
- 4 車両等による騒音、塵埃の悪影響は極力少なくするように努めなければならない。
- 5 埋蔵文化財調査であることを十分認識し、遺構の攪乱、調査区壁面及び仮置き土の崩壊・流出が無いように予防策を講じなければならない。
- 6 雨天、台風時等各種警報が発令された場合には、業務管理者を発掘現場に常駐させ、調査区域をパトロールし、保全に努めること。また、万一災害が予想される場合には、速やかに発掘調査職員に連絡するとともに、適切な防災活動を行わなければならない。

(掘削全般に関する指示事項)

第11条 本業務が埋蔵文化財の発掘調査であることを発掘作業員等に十分認識させるとともに、掘削に対しては万全の注意を払わなくてはならない。

- 2 ベルトコンベアの設置場所について、業務管理者は発掘調査職員と協議の上、設置すること。
- 3 機械、人力を問わず掘削を開始するに当たっては、業務管理者は発掘調査職員の承認を得なくてはならない。また、掘削が完了したときは、業務管理者は速やかに発掘調査職員に報告し、確認を得なくてはならない。
- 4 掘削に際しては、その範囲、深さ、使用道具等は、業務管理者は発掘調査職員の確認と承認を得なければならない。
- 5 掘削途中であっても、遺物（土器・石器・木器等）や遺構を発見し、又は土質・色調等に変化を認めた場合には、遺物を取り上げることなく直ちに掘削を中断し、業務管理者は発掘調査職員に報告するとともに、その確認を受けなければならない。なお、発掘調査職員から作業再開の指示があるまでは遺物や遺構に触れないこと。
- 6 掘削後の地面には発掘調査職員の承認があるまでの間、みだりに立ち入らないようにしなくてはならない。やむを得ず立ち入る場合は、業務管理者は発掘調査職員の許可を受けなければならない。

- 7 掘削により生じた廃土については、業務管理者は発掘調査職員の指定した区域に仮置きしなくてはならない。
- 8 発掘調査を円滑に進めるため、日ごとの作業員の交代が極力少なくなるよう努めること。
- 9 湧水、溜水等がある場合は、完全に排水を行った後、掘削作業を行わなければならない。
- 10 降雨、その他作業に支障のある場合には、業務管理者は発掘調査職員に報告し、作業中止の承認を得ること。
- 11 雨天等天候の都合により休業とする場合は、当日始業前に業務管理者が発掘調査職員まで状況を報告し、発掘調査職員の承認を得た後、業務管理者から発掘作業員に連絡する。
- 12 水替で使用する水中ポンプについては、下記を予定している。

規 格：口径 50mm、全揚程 5m

台 数：1 台

排水方法：常時排水

期 間：6 0 日

- 13 湧水等の排水は直接用水等に排水せず、極力泥等を排除した状態で行うこと。

（使用機械等に関する指示事項）

第 1 2 条 ダンプトラック等による過積載等の防止について次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 資機材等の積載超過のないようにすること。
 - (2) 過積載を行っている資材納入業者から資材の購入をしないこと。
 - (3) 資材等の過積載を防止するため、資材の購入等に当たっては、資材納入業者等の利益を不当に害することのないようにすること。
 - (4) さし枠の装着又は物品積載装置の不正改造をしたダンプカーが現場に出入りすることのないようにすること。
 - (5) 「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」（以下法という）の目的に鑑み、法第 12 条に規定する団体等の設立状況を踏まえ同団体等への加入者の使用を促進すること。
 - (6) 下請契約の相手方又は資材搬入業者を選定するに当たっては、交通安全に関する配慮に欠けるもの又は業務に関しダンプトラック等によって悪質かつ重大な事故を発生させたものを排除すること。
 - (7) (1) ～ (6) のことにつき、下請契約における受注者を指導すること。
- 2 排出ガス対策型機械の使用を設計図書にて指定されている場合はもとより、それ以外の場合でも、可能な限り排出ガス対策型機械の使用を考慮しなければならない。また、使用する際には、施工計画書等にその旨を明記して発注者に報告するとともに、検査時に写真等により確認が行えるようにしなければならない。

（産業廃棄物に関する指示事項）

第 1 3 条 産業廃棄物（コンクリート塊、アスファルト塊及び建設汚泥）については、処理業の許可を受けた以下の再資源化施設（再生クラッシャーラン又は再生アスファルト等の再生材を製造している施設）に指定処分するものとし、処分条件を変更する場合は、両者協議の上決定するものとする。また、実施に当たっては「廃棄物の処理および清掃に関する法律」「建設廃棄物処

理指針(平成 13 年 6 月)」等を遵守しなければならない。

処分場名 :

運搬距離 :

処分方法 :

- 2 着手前に建設廃棄物の種類・発生量と分別、保管、運搬、処理・処分等の方法及び処理業者等への委託内容について「廃棄物処理計画」を作成するとともに、「再生資源利用促進計画書」により搬出先、搬出量等について、「再生資源利用計画書」により供給元、利用量等について、調査職員に確認を得なければならない。(請負代金 2,500 万円以上の場合は施工計画書に含まれる。)また、解体を含む工事については、「解体工事に係る計画」により廃棄物の種類ごとの発生量予測、解体工事の施工方法、廃棄物の再資源化や適正処理の方法等について調査職員に確認を得なければならない。なお、調査職員の確認後において、内容に変更がある場合にも再度確認を得るものとし、作成した再生資源利用促進計画書、再生資源利用計画書については、工事完成后 1 年間保存しなければならない。
- 3 廃棄物の処理を委託する場合には、運搬と処分についてそれぞれの許可業者と「建設廃棄物処理委託契約書」により書面で委託契約を締結しなければならない。また、契約締結後は速やかに建設廃棄物処理委託契約書の写しを調査職員に提出しなければならない。
- 4 産業廃棄物の処理委託の流れを確認するものとして、「産業廃棄物管理票(マニフェスト)」を使用しなければならない。また、運搬車両ごとに処分が済み次第、速やかに返送された A 票、B2 票、D 票、E 票の写しを調査職員に提出し、最終処分等については、確認出来次第、速やかに確認資料(E 票等)の写しを、業務の完了に関係なく、調査職員に提出するものとする。

(機械掘削に関する指示事項)

- 第 14 条 使用する機種は、山積にした標準バケット容量が 0.45 m³程度のバックホウとし、バケットの爪に鉄板を覆った上で、遺構及び遺物包含層を乱さないよう慎重に掘削しなければならない。
- 2 バックホウ掘削は、在来地盤から後退しながら掘削するものとし、一旦掘削した地面上には絶対にバックホウを進入させてはならない。
 - 3 バックホウの掘削技術が、文化財調査に支障を来たと、発掘調査職員が判断した場合は、オペレーターの交代について、調査職員と発掘調査職員が協議し、業務管理者に指導する。
 - 4 バックホウ運転に際しては、必ず安全管理者を配置し、安全管理に十分注意しなければならない。
 - 5 バックホウ等重機の移動に際しては、未調査部分の埋蔵文化財が破損しないように十分配慮して作業を行わなければならない。
 - 6 本業務で使用する仮置場において、粉じんが飛散するおそれのある残土等仮置場の面積が 500 m²以上の場合、高松市公害防止条例及び同施行規則に基づき、その設置の業務開始の 30 日前までに、市長に次の各号に掲げる事項を届け出なければならない。また、当該届出事項を変更しようとする場合も同様とする。

① 氏名(法人にあってはその代表者の氏名)

② 名称及び所在地

- ③ 事業の内容
- ④ 公害防止の措置
- ⑤ その他市長が必要と認める事項

(人力掘削に関する注意事項)

第15条 人力掘削の実施に当たっては、スコップ・片手鍬・万能鍬・移植ゴテ等を使い分けなくてはならない。また、土質条件により遺構確認が困難な場合は、刃口等による遺構検出作業を繰り返し行う場合があるので、人力掘削の開始前に業務管理者は発掘調査職員と協議を行うこと。

- 2 遺物が土中にある場合は、みだりに掘り出してはならない。取扱いについては、業務管理者はその都度、発掘調査職員の承認を得ること。
- 3 人力掘削には、上記の掘削作業のほか、遺構面の清掃・養生シート張り等の作業を含むものとする。
- 4 掘削に必要な道具（スコップ・片手鍬・万能鍬・移植ゴテ・手箕・養生シート等）の準備を行うこと。
- 5 本業務の作業人員は1m³当り2.56人を予定している。

(発掘作業員に関する指示事項)

第16条 発掘作業員の1日当たりの員数については、業務が円滑に実施されるよう、業務管理者はあらかじめ発掘調査職員と協議して定めるものとする。

- 2 掘削作業は経験を要する作業を含むため、発掘作業員を交替する必要がある場合は、極力少人数に留めなければならない。

(人力掘削に関する安全対策)

第17条 人力掘削を実施するに当たり、常に安全に配慮しなければならない。

- 2 ベルトコンベアの設置する際は、業務管理者が設置場所の安全を確認した後、設置すること。
また、ベルトコンベアの接続箇所について、番線等で固定すること。
- 3 ベルトコンベア・発電機等の機器を使用する際は、使用機器の取扱説明書を確認し、説明書に記載された安全対策を講じること。
- 4 水中ポンプを設置する際は、感電防止に努めなければならない。
- 5 電気工具を使用する際は、防御メガネ、軍手等を着用し、周囲に人がいないことを確認の上、使用すること。
- 6 掘削途中又は掘削が完了した遺構には、遺構への転落防止のため、コンパネや土嚢等で養生を行った後、養生シートをすること。コンパネや土嚢等で養生できない遺構については、養生シートを遺構に沿って張り、視覚で遺構の位置が確認できるようにすること。

(現地説明等の開催に関する指示事項)

第18条 調査期間中若しくは終了時に、一般市民を対象とした現地説明会や発掘調査体験を開催することがある。開催時期や詳細については、発注者と協議の上、別途定めるものとする。

(埋戻しに関する指示事項)

第19条 すべての現場作業が終了後、発注者の指示に従って保安に必要な範囲での埋戻しを行うこと。

- 2 埋戻しに際しては、現場の環境保全に留意するとともに、砂塵及び残土の飛散等、第三者から苦情が生じないよう万全を期すこと。

（現場撤去に関する指示事項）

第20条 業務の一部又は全部が完了したときは、発注者の指示に従い、現場を清掃し、残材、廃棄物、木屑等を撤去しなければならない。

（受託技術者に関する指示事項）

第21条 受注者は、受託技術者として、業務管理者を常駐させること。

- 2 受注者は、業務の実施に先立って、業務管理者の経歴書を発注者に提出し、承認を得るものとする。
- 3 調査期間中、受託技術者は原則として交替してはならない。もしその必要が生じた場合は、発注者の承認を得るものとする。

（その他）

第22条 その他、下記各号の事項を留意すること。

- 2 発掘調査に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見した場合には、その旨を直ちに発注者に通知するとともに、その内容が確認できる資料等を作成し、確認を請求しなければならない。
 - （1）設計書、図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないとき。
（これらの優先順位が定められている場合を除く）
 - （2）設計図書に誤り又は脱漏があるとき。
 - （3）設計図書の表示が明確でないとき。
 - （4）発掘調査区域の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な調査条件と実際の現場が一致しないとき。
 - （5）設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別の状態が生じたとき。
- 3 設計図書の内容を変更する必要がある時は、発注者の指示に基づき実施するものとし、発注者の指示があった場合には、変更に関する図面、数量計算書等を作成し、速やかに提出しなければならない。
- 4 発掘調査場所において地元関係者より作業等に関する要望があった場合には、速やかに発注者に報告するとともに、その指示を受けなければならない。
- 5 受注者は、この契約による事務を処理するため個人情報を取り扱うに当たっては、次の事項を遵守しなければならない。
 - （1）この契約による事務により知り得た個人情報について、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
 - （2）この契約による事務を処理するために調査職員・発掘調査職員から引き渡された個人情報が記録された資料等を調査職員・発掘調査職員の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。
 - （3）この契約による事務を処理するために、発注者から提供を受け、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した個人情報を記録した資料等は、この契約の完了後直ちに発注者に返

還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(4) 前3号に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。

6 受注者は、「高松市発注の建設工事等の契約に係る暴力団等排除措置要綱」に基づき、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 暴力団等（暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団関係者（暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団員以外の者で、暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として同法第2条第1号に規定する暴力的不法行為等を行うもの若しくは暴力団に資金等を供給すること等によりその組織の維持及び運営に協力し、若しくは関与するものをいう。）その他不当要求行為を行う全ての者をいう。以下「暴力団等」という。）から不当要求行為（不当又は違法な要求その他この契約の適正な履行を妨げる一切の不当又は違法な行為をいう。以下「不当要求行為」という。）を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに発注者に報告するとともに、所轄の警察署に届け出ること。

(2) 暴力団等から不当要求行為による被害を受けた場合は、速やかに発注者に報告するとともに、所轄の警察署に被害届を提出すること。

(3) 受注者の下請業者が暴力団等から不当要求行為を受け、又は不当要求行為による被害を受けた場合は、受注者に報告するよう下請業者を指導すること。また、下請業者から報告を受けたときは、発注者に報告するとともに、所轄の警察署に届け出ること。

7 労働関係法規を遵守及び適正な労働条件を確保に関しては、次によること。（5）以外は法定事項である。

(1) 所定労働時間については、労働基準法に基づき、工事の施工や業務の実施に当たっては、就労の実態を踏まえ、完全週休2日制の導入や1日の労働時間を縮減する等、法定労働時間の週40時間（特例措置の適用を受ける事業にあつては、週44時間）を遵守すること。また、時間外、休日及び深夜（午後10時から翌日の午前5時まで）に、労働させた場合においては、同法に定める率の割増賃金を支払うこと。

(2) 雇入れの日から起算して6か月間継続勤務し、全労働日の8割以上出勤した労働者に対して、最低10日の年次有給休暇を付与すること。いわゆるパートタイム労働者についても、所定労働日数に応じて年次有給休暇を付与すること。

(3) 労働者の雇入れに当たっては、賃金、労働時間その他の労働条件を明示した書面を交付すること。

(4) 賃金は毎月1回以上、一定の期日にその全額を直接、労働者に支払うこと。支払の遅延等の事態が起こらないよう十分配慮すること。

(5) 農林水産省及び国土交通省が公共工事の工事費の積算に用いるための公共工事設計労務単価（2省協定労務単価）に基づく香川県の単価表等により積算しているので、この点に十分留意し、労働者の適切な賃金の支払について配慮すること。また、下請契約を締結する場合は、下請労働者に対しても適切な賃金が支払われるよう元請業者として配慮すること。

と。

(6) 労働保険はもとより、労働者の福祉の増進のため健康保険及び厚生年金保険は法令に従い加入すること。なお、健康保険及び厚生年金保険の適用を受けない労働者に対しても、国民健康保険及び国民年金に加入するよう指導すること。

(7) (1) から (6) までは定めるもののほか、労働基準法、労働安全衛生法ほか労働関係法規を遵守すること。

8 売買、貸借、請負その他の契約を市との間で締結し専ら当該契約に係る業務、事務等の履行中において、法令等に違反する事実が生じ、又は生じるおそれがあると思料するときは、市の内部公益通報制度により通報することができます（同制度における通報方法：電子メール又は書面を高松市公正職務審査会に提出（原則として提出者の氏名を明らかにする必要があります。）⇒メールアドレス：naibu.tuho.shinsakai@nifty.com 書面提出の場合の宛先：総務局コンプライアンス推進課内高松市公正職務審査会）。

※市の内部公益通報制度について定めた「高松市職員の倫理及び公正な職務の執行の確保に関する条例」と同条例の施行規則（いずれも総務局コンプライアンス推進課所管）は、契約監理課ホームページに掲載しています。

9 契約履行期限の2週間前までに現場作業を完了すること。

10 本業務の積算は、土木工事標準積算基準書（香川県土木部）に準拠して行っており、適用歩掛のうち一部については、施工パッケージ型積算方式を導入しています。

なお、高松市では、土木工事標準積算基準書（香川県土木部）に準拠する歩掛、建設機械損料及び産廃処分費の年度改定を通常は、8月（適用単価年月日）に行っています。また、実施単価は、5月、11月、市場単価は、5月、8月、11月、2月に改定を行い、そして、変動単価（燃料油、鋼材等）の改定は、毎月（4月、10月除く）行っています。

※令和4年11月から当面の間、最新の取引価格を適正に反映するため、「積算資料電子版」及び「Web建設物価」に掲載されている資材単価については、毎月（4月、10月除く）、単価の改定を行います。

11 重要な遺物、遺構が発見された場合、天災等による場合等、受注者の責めに帰すことができない事由により履行期間内に業務を完了することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に履行期間の延長変更を請求することができる。

（定めのない事項）

第23条 本仕様書に定めのない事項が生じた場合は、発注者と協議の上、別途定めるものとする。

（週休2日モデル工事の準用）

第24条 本案件は、高松市週休2日モデル工事実施要領に定める週休2日モデル工事（発注者指定型）を準用している。